

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0768)

HP版議事録

本審議会 第442回

令和3年8月6日 公開

開催日時	令和3年8月6日(金)	16時50分～17時50分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	<ol style="list-style-type: none">1 群馬県最低賃金専門部会の報告について2 群馬県最低賃金の改定決定について3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名の合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>本日は、専門部会の審議が長引いた関係から、当審議会の開催が遅れまして、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>ただいまから、第442回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

	<p>審議に入る前に、昨日すでにメールでもご提供しております、本日の資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料 1 は、[REDACTED] から提出されました、群馬県において事業者支援制度の拡充を図りつつ地域別最低賃金制度にとらわれずに最低賃金の引上げを求める会長声明でございます。</p> <p>資料 2 は、特定最低賃金の北関東 3 県の比較表でございます。以上でございます。</p> <p>では、議事進行につきましては、[REDACTED] 会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>はい。議題に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明について、ご質問等あればお願ひいたします。</p>
	【特になし】
会長	<p>それでは、会議次第に従って審議いたします。</p> <p>はじめに、群馬県最低賃金専門部会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元に、報告書の写しをお配りしてございます。読み上げさせていただきます。</p>
	【群馬県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）を朗読】
会長	<p>はい。ただいま、事務局から報告がございました。</p> <p>専門部会は、7月 27 日に第 1 回の会議を開催以降、労使それぞれの主張がなされ、公益を含めて合意を目指して、審議を重ねてきたところでございます。</p> <p>残念ながら、全会一致には至りませんでしたが、報告書のとおり、今年度の最低賃金額は、「28 円」引上げて、1 時間「865 円」ということが、専門部会で採決されました。</p> <p>専門部会にいらっしゃらなかつた委員の先生もおられますので、私から審議経過をご報告いたします。</p> <p>まず、最初の労働者側の主張といたしましては、連合の 2017 年都道府県リビングウェイジでは、群馬県の時間額が 920 円となっていることから、837 円との差額の「83 円」の引上げを要求するということでした。</p> <p>これに対して使用者側は、長引くコロナ禍の影響は深刻であり、最低賃金近傍の者が多いためである飲食、小売、宿泊業が傷んでお</p>

り、支払能力がない状態であることから、事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、現行の837円を「2円引下げ」との回答ということでした。

これを受け、第2回目の協議で、労働者側の主張は、誰もが安心して働き暮らせる水準の1,000円に早期達成させるためにも、全国加重平均902円との差額「65円」を要求するということでした。

それに対して使用者側の回答としては、労働者側の要求を一定は理解するが、現状のコロナ禍の状況では、引き上げることは全くできないとして、現行水準の維持で「0円」が適当であると考えるということでした。

この回答を受けて、労働者側より個別協議の要望があったことから、会議を一時休会し、労使それぞれが協議を行いました。

会議再開後の3回目の協議での労働者側の主張は、北関東3県のトップである栃木との格差を是正し、人材の流出防止と労働力確保のためにも、栃木との差額17円に今年度の目安28円を加えた「45円」を要求するということでした。

これに対して使用者側の回答は、現状のコロナ禍の影響を鑑みると、現状水準の維持「0円」で考えているということでした。

そして、4回目の協議では、労働者側の主張は、近隣県では「28円」での結審が見えてきている。今年は全てのランクで目安額が同じであることから、格差是正の好機と捉えており、近隣県との格差を縮めるため、目安に2円をプラスして「30円」を要求するということでした。

それに対して使用者側の回答は、やはり現状のコロナ禍の影響を鑑みると、現状水準の維持「0円」で考えているということでした。

これを受けて労働者側より、使用者側の歩み寄りが見えないため、専門部会を開会していただきたい。また、他の審議会委員との協議後に第4回目の専門部会を開催していただきたいとの意見が出されました。

このことについて、各側委員に意見を求めたところ了解され、専門部会の開催請求については、専門部会運営規程第3条の規定にも即していることから、異例ではありますが、部会長として第4回目の専門部会を招集し、開催することとしました。

その第4回目の専門部会での最初の労働者側の主張としましては、近隣県では「28円」での結審がされるであろうこの機会に、近隣県との格差を縮めるため、目安に1円をプラスして「29円」を要求するということでした。

	<p>それに対して使用者側は、やはり現状のコロナ禍の影響を鑑みると、現状維持の「0円」ということでした。</p> <p>ここまで、協議の中で労使の意見の差を縮めてきましたが、これ以上協議しても、なかなか合意には達しないということで、労働者側委員から公益委員の意見も聞きたいとして、個別協議の提案があり、使用者側も了承をいただきましたので、会議を一時休会して、労使それぞれ、個別協議を行いました。</p> <p>これを受けて、まずは公益委員が労働者側、使用者側からそれぞれ個別に意見を伺いました。</p> <p>労働者側は、近隣県では「28円」で結審されており、格差是正のためにも「29円」の要求は譲れないということでした。</p> <p>一方使用者側は、現在の厳しい社会情勢を踏まえると、プラス要求には応じられないとのことでした。</p> <p>ただし、最後にはそれが真摯にご判断いただき、公益判断に委ねるとの意見をいただいたものでございます。</p> <p>労使から公益判断に委ねるとの意見をいただいたことから、公益委員といたしまして、最低賃金決定の3要素、それから、意見書等を含めた関連資料、そして、中央最低賃金審議会の答申にある公益委員見解を踏まえて検討した結果、他県の結審状況から、今以上の地域間格差を拡大させないことにも配慮し、中央最低賃金審議会の目安答申を尊重して、引上げ額「28円」を提案したということでございます。</p> <p>これについて、最終的に専門部会として採決を行いました。</p> <p>採決は専門部会の出席委員、本日は9名全員が出席しておりましたが、私は採決に加わりませんでしたので、8名での採決となりました。</p> <p>結果は、賛成者が5名、反対者が3名で、賛成者が過半数を超えていることから、専門部会としては、公益委員提案である「28円」を審議会に報告することになったものでございます。</p> <p>以上、経過要旨をご報告いたしましたが、十分でないかもしれませんので、労使委員の先生から、ご発言ございましたらお願ひいたします。</p> <p>まず、労働者側委員の先生から、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の█です。</p> <p>先ほど会長から申し上げましたとおり、経過は述べられておりますので、私からは詳しくは申し上げませんが、長年に渡って積み上げてきました労使の信頼関係を基本として、労働者、そして使用者それぞれの立場から計4回の回答を行いました。</p>

そして、要求ということでは、論議をさせていただきましたが、なかなか双方の歩み寄りが見えず、今回異例ではありますが第4回目の専門部会を開催させていただき、審議会がこのような時間になってしまったことに対しましては、審議会委員の皆様、そして傍聴の皆様にはお詫びを申し上げますと共に、ご理解を賜ればと思ってございます。

労側としては、近隣県との格差是正、また最低賃金近傍で働く仲間の底上げを図り、少しでも生活を豊かにするため、目安以上の引上げに拘りましたが、結果、公益委員の皆さんとの見解に委ね、中賃で示されました目安「28円」の提示に対しての結審となりました。

今回、使用者側全員が反対であったということからすると、改めて「28円」の重さを実感しているところでございます。

ただ、労側としては、一定の成果が出せたのではないかと思っている次第でございます。この部分に対しまして、皆さんには感謝を申し上げ、労側の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

会長 はい。ありがとうございました。

他の労働者側委員の先生方、いかがでしょうか。

【特になし】

会長 はい。それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。

使用者委員 はい。使用者側委員の█████でございます。

まずは、この時間まで審議が長引いてしまったことにつきましては、本日ここにご出席いただいている関係者の皆様に、まずお詫びを申し上げたいと思います。

それほど、今回の審議が非常に厳しかったということ、一言でいえばそういうことかもしれません。

ちょっと振り返りも含めて、前回の審議会でも申し上げさせていただきましたけれども、今回コロナの環境につきましては、拡大感染が爆発的にという表現がされていますが、そういう中で、中央の目安が過去最高額の「28円」だということについては、中小企業、零細企業の経営実態と、最低賃金法に定める支払能力、これが完全に無視されたということで、我々使用者側としては、意見交換をさせていただいておりました。

直近で見ても、群馬県における新型コロナの新規陽性者、これ8月4日に過去最高を更新し、204名、昨日は158名、7月末から見

	<p>ますと、連日 100 名を超えていいるというのが実態でございます。そして皆さんご承知のように、8月8日明後日からは、群馬県内にもまん延防止等重点措置の適用が決定されております。</p> <p>飲食業を営む方々、またその飲食店等に食材等を納入する納入業者様、または宿泊業を営む方々においては、また目の前の経営環境が厳しくなるということは、もう直面しているわけでございます。</p> <p>営業自粛がされて、売上がり下がる中、最低賃金は引き上げなければならないといった、法律に拘束される最低賃金でございます。</p> <p>このような環境下で最低賃金の引上額を検討していかなければいけない我々審議に関わる者としては、非常に責任が重たい、というのが実感でございます。</p> <p>専門部会では、そういったことを勘案し、意見を述べさせていただきましたが、昨年の同時期を見ると、つまり最低賃金の審議会の開催時期では、群馬県の新規陽性者は、一桁台をずっと維持してございました。そんな中でも中央の目安は、昨年は示されていません。我々群馬県においては、「2円」の引上げとなつたわけでございますが、当時よりも経済環境はますます厳しくなるというのが、我々使用者側の認識でございます。</p> <p>ただ、体力がある事業者は、体力の限り賃上げを行えばいいというのが、我々使用者側の意見としてもございます。</p> <p>使用者側としては、この状況下では、中小零細企業の厳しい経営環境を認識したうえで、雇用の最優先と事業の継続、そして最低賃金法に定められている支払能力を勘案した議論をさせていただかなければいけないという観点から、終始一貫して「0円」という金額を提示させていただきました。</p> <p>最後は公益の先生方のご見解をお示しいただいて、「28円」ということで、遺憾ながら我々使用者側は全員反対ということで結審したわけでございますが、今述べさせていただいたようなことを理由に、やはり群馬県の経済を底支えいただいている中小零細企業の皆様のことを考えると、我々は有額回答ができなかつたというのが本音のところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。 他の使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
	【特になし】
会長	公益からございましたら、お願ひいたします。

	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>それでは、専門部会の報告と、ただ今のご意見を受けまして、公労使それぞれ協議の必要があるようでしたら、それぞれ話し合いの時間を設けますが、いかがでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【必要なし】</p>
会長	<p>それでは、公労使それぞれ、加えての協議は必要ないとのことですでの、次に進ませていただきます。</p> <p>それでは、群馬県最低賃金の改正決定に入ります。</p> <p>専門部会での結論は、全会一致ではございませんでしたので、本審議会で改めて採決することになります。</p> <p>ご意見があればお伺いいたします。よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>専門部会から報告書が上がっておりまます。この報告書の内容を答申とすることについて、会長以外の出席委員全員による採決をいたします。</p> <p>では、これについて賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【賛成者・・・・挙手 9名】</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、反対の方、挙手をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【反対者・・・・挙手 5名】</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>確認いたします。</p> <p>会長である私は採決には加わりません。本日、出席の委員は、私を除きますと、14名です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>私を除いた14名のうち、賛成の方は9名、反対の方は5名ということになります。</p> <p>事務局、確認をお願いいたします。</p>

事務局	はい。確認をさせていただきました。
会長	<p>はい。ありがとうございました。 確認いたしました。</p> <p>従いまして、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第5条第3項の規定によりまして、この内容で答申することと決議をいたします。</p> <p>それでは、この後のことにつきまして、事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	<p>報告書の内容で決議いただきました。 ありがとうございました。</p> <p>これから答申文を用意いたしますので、少々お待ちいただきますようお願ひいたします。</p>
会長	<p>承知いたしました。 暫時、そのままで待機をお願ひいたします。</p>
【答申文（案）を全委員に配付】	
会長	<p>それでは再開いたします。 事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	答申文を読み上げさせていただきますので、お配りいたしました答申文の写しをご覧ください。
【答申文朗読】	
事務局	以上でございます。
会長	<p>はい。ありがとうございました。 答申文はこれでよろしいでしょうか。</p>
【異議なし】	
会長	特に異論はないということですので、これをもって答申いたします。
【会長から局長へ答申文手交】	

会長	<p>答申が無事、終わりました。</p> <p>答申につきましては、各委員のご協力により取りまとめができたところですが、局長におかれましては、最低賃金引上げに取り組む中小企業等に対する各種支援に、引き続き取り組んでいただくよう、お願ひ申し上げます。</p> <p>答申が終了しましたので、事務局から今後の予定について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご答申いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>今後の予定をご説明させていただく前に、答申いただきましたことに対しまして、丸山労働局長からご挨拶申し上げます。</p>
局長	<p>ただいま、■会長から、令和3年度群馬県最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>今年度の最低賃金の改定につきましては、7月2日に諮問をさせていただいて以来、委員の皆様には、引き続くコロナ禍の状況下で、非常に難しい審議を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。</p> <p>また、最低賃金の効力発生に合わせ、多くの関係者の皆様に、最低賃金の周知を図るとともに、その履行確保のための行政指導に努めて参りたいというように考えております。</p> <p>加えて、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業に対する各種支援策、ただいまご要望もいただいたところでございます。中でも、業務改善助成金につきましては、一層の利用及び活用の促進が図られるよう、周知に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて御礼を申し上げるとともに、今後の施策の展開を着実に行うようお約束申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>今後の予定についてご説明いたします。</p> <p>この後、本日中に異議申出の公示を行います。</p> <p>異議は、公示日の翌日から起算しまして、15日間受け付けることになっておりますので、締切日が8月23日（月）となります。</p> <p>従いまして、異議申出があった場合は、異議に係るご審議を8月24日（火）午前10時からの審議会で行っていただく予定しております。</p>

	<p>その後の手續が順調に進めば、最短で官報公示は9月2日（木）、効力発生日は10月2日（土）となります。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がございます。答申内容に影響を及ぼさない、軽微な訂正が行われることがあります。その場合には、会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せて、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。局長からの御挨拶、ありがとうございました。</p> <p>事務局説明の、今後の予定と軽微な訂正の取扱いについては、これでよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、異議申出があった場合の審議は、8月24日（火）午前10時から開催される審議会で行うこととし、官報公示に当たつての軽微な訂正は、そのようにいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	<p>これから特定最低賃金改正決定の必要性について、ご審議をいただきたく存じます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>では早速、必要性の有無についての審議に入ります。</p> <p>最初に申出をされました労働者側委員から、その理由・趣旨について、述べていただきたいと思います。</p> <p>お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■でございます。</p> <p>特定最賃につきましては、各産業で働く方々のセーフティネットの位置付けだというように考えており、大変重要なものだというように捉えております。</p> <p>従いまして、引き続き改正決定の必要性ありということで、ご判断をいただければというように考えておりますので、どうぞよろ</p>

	しくお願ひいたします。 以上でございます。
会長	はい。ありがとうございます。 労働者側委員から、付け加える意見等ございましたらお願ひいたします。
【特になし】	
会長	では、使用者側委員はいかがでしょうか。
使用者委員	はい。使用者側 [] でございます。 今、労側の委員からご見解がありましたが、同意見でございます。 よろしくお願ひいたします。
会長	その他、使用者側委員から、付け加える意見がございましたらお願ひいたします。
【特になし】	
会長	その他、公労使の各委員の先生方で何かございますでしょうか。
【特になし】	
会長	特定最低賃金の改正決定につきましては、労使の合意を尊重したいと思います。 それでは、お諮りいたします。 4業種の特定最低賃金について、改正決定については「必要あり」ということで、よろしいでしょうか。
【異議なし】	
会長	全会一致を確認させていただきました。 では、4業種の特定最低賃金について、改正決定の必要「有り」との答申とさせていただきます。 事務局から、お願ひいたします。
事務局	はい。答申文を用意させていただきますので、度々で申し訳ございませんが、少々お時間をいただきますようお願ひいたします。

会長	では、しばらくの間、休会といたします。 【答申文（案）を全委員に配付】
会長	それでは再開いたします。 事務局からお願ひいたします。
事務局	委員の皆様にお配りをいたしました、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、鉄鋼製造業のみ、答申文の全文を読み上げさせていただきまして、その他の機械、電気、輸送の3業種につきましては、省略をさせていただきます。
	【鉄鋼の答申（案）朗読】
事務局	以上でございます。
会長	はい。ありがとうございます。 それではお諮りいたします。 ただいまのとおりの答申でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
会長	それでは、局長に答申文をお渡ししたいと思います。
	【会長から局長へ答申を手交】
事務局	はい。特定最低賃金4業種について、改正決定の必要性ありとのご答申をいただきました。 ありがとうございました。 続きまして、改正決定の諮問をさせていただきます。
	【局長から会長へ諮問を手交】
会長	ただいま、局長に必要性についての答申文をお渡しし、局長から改正決定の諮問をお受けいたしました。 事務局から、諮問文の説明をお願いいたします。

事務局	<p>はい。改正決定の諮問文の写しを、お配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を各委員に配付】</p>
事務局	<p>諮問文の写しをご覧ください。</p> <p>なお、鉄鋼製造業のみ諮問文の全文を読み上げさせていただきまして、その他の機械、電気、輸送の3業種につきましては、省略をさせていただきます。</p>
	【事務局 諮問文朗読】
事務局	以上でございます。
会長	<p>はい。それでは、特定最低賃金の審議について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。3点ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は、最低賃金法第25条第1項に基づく、4業種の特定最低賃金専門部会の設置について、でございます。</p> <p>2点目は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、各専門部会で全会一致になった場合は、それぞれ審議会の決議とすることができるについて、でございます。</p> <p>3点目は、各専門部会の任務が終了した時は、各専門部会を廃止することと、委員の解任通知書を省略させていただくことについて、でございます。</p> <p>以上、3点について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>はい。ただいま事務局から、1点目として、4業種の特定最低賃金専門部会の設置について、2点目として、各専門部会で全会一致の場合は、専門部会の決議を審議会の決議とする、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、3点目として、各専門部会の任務が終了した時は、各専門部会を廃止することと、委員の解任通知書を省略させていただくことについて、説明がございました。</p> <p>この3点につきまして、このとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
会長	はい。ありがとうございます。では、そのようにいたします。

	他に、事務局から何かございますでしょうか。
事務局	<p>はい。群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数及び開催時期について、ご説明いたします。</p> <p>各業種の専門部会は、例年2回開催されており、開催時期は1回目が10月上旬、2回目は10月下旬でございます。</p> <p>各専門部会では1回目から審議が行われ、1回目は部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議が行われ、2回目では、金額審議及び採決がなされているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。事務局より、各専門部会の開催回数、開催時期及び審議内容について説明がございました。</p> <p>本年度の各専門部会も例年同様の時期に2回開催するということでおろしいでしょうか。</p> <p>ご意見ございましたら、お願ひいたします。</p>
	【特になし】
会長	<p>はい。それでは、それぞれの業種の専門部会は、例年と同様の時期に2回開催することといたします。</p> <p>もう一度確認しますと、各専門部会は、1回目で、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議を行い、2回目の審議で結審することとし、1回目の部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うことといたします。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	はい。特にございません。
会長	委員の先生方、何かございますでしょうか。
	【特になし】
会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第442回最低賃金審議会を閉会いたします。</p>

	ご審議誠にお疲れ様でございました。
--	-------------------